

(※保護者と利用契約の締結に際して行う「重要事項説明」の内容を記載するものです。)

「保育園 かまちBambini」重要事項説明書

小規模保育事業等設置者の表示

令和6年4月1日

事業者の名称	合同会社 かまちえん
代表者氏名	蒲池 洋子
法人の所在地	埼玉県さいたま市浦和区神明2丁目23番地4号
法人の電話番号	
定款の目的に定めた事業	保育所、託児所及び子ども園の経営

(1) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	家庭を応援し、・伸び伸びと楽しく園生活が過ごせる環境作りを行い、園児1人1人の成長を保護者と共に喜び合い共感する保育を行う。・地域の結びつきを重視し運営を行う。
運営方針	・子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。・利用子どもの家族及び地域と結びつきを重視した運営をおこなう。・利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。

(2) 提供する保育の内容

1 小規模保育事業所等(保育園かまちBambini)の概要	
名称	保育園 かまちBambini
所在地	埼玉県さいたま市浦和区岸町5丁目10番地19号
認可年月日	平成29年4月1日
電話番号	048-711-4125
FAX番号	048-711-4135
メールアドレス	
施設長氏名	吉田 ひろみ
入所定員(年齢別)	0歳児 5名 1歳児 7名 2歳児 7名
職員数	保育士 9名 管理栄養士 1名 調理師 4名 子育て支援員 1名 事務員 1名
取り扱う保育事業	障害児保育、時間外保育、幼児教育等

自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、併せて利用者アンケートを年間1回行い、サービス内容の向上に努めています。		
第三者評価の概要	埼玉県が指定した評価機関による事業評価を受けた際には、その結果を情報公開を致します。 ※ 自己評価及び第三者評価の評価結果詳細については事務室に備えてありますので、いつでも御覧ください。		
職員研修実施状況	・危機管理研修・虐待研修・保育の質向上の為の研修・保育園研究発表会など出席予定		
嘱託医	水谷内科医院 今仲歯科医院	医師 歯科医師	嘱託契約日 令和4年11月1日 嘱託契約日 平成29年1月28日
2 施設設備の概要			
敷地	民有地を借地(あるいは市有地を使用貸借など)		面積 199.52 m ²
建物	木造 2階建ての1階		延べ床面積 136.2 m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室	1 室	面積 24.31 m ² 調理室 12.42 m ²
	保育室・遊戯室	1 室	面積 47.21 m ² 調乳室 m ²
	幼児用トイレ	1 個	医務室 m ²
設備の種類	冷暖房、児童専用トイレ		
安全対策	事故発生防止委員会を年2回開催及び職員定期研修の実施		
	防犯システム設備・(セコム株式会社)		
	乳幼児賠償責任保険加入 (株式会社)NSIプランニング		
その他	屋外遊戯場の代替場所 岸町公園(徒歩5分)		
3 連携施設			
施設名称	武蔵浦和ひなた保育園・南浦和ひなた保育園・スターチャイルド浦和園・ふらっとセントラル保育園・保育園ナチュラル浦和園・輝萌の森南浦和根岸園		
施設所在	南区白幡6-5-8・南区南浦和1-29-14・浦和区東高砂25-7・浦和区高砂3-53-1・浦和区前地3-16・南区根岸4-4-17		
連携内容	武蔵浦和ひなた園1名枠・南浦和ひなた園3名(2歳児卒園後受け入れ園。保育内容の支援。代替え保育の提供)スターチャイルド浦和園1名・ふらっとセントラル保育園各園1名枠・保育園ナチュラル浦和園2名・輝萌の森南浦和根岸園2名・2歳児卒園後受け入れ園。保育内容の支援。		
4 年間保育計画			
組・グループ	保 育 計 画		
0歳児	・特定の保育者との信頼・愛着関係をもとに、人のかかわりを喜び、自発的に遊んだり、自己主張を活発にする。・安心できる環境の中で、聞く、見る、触れるなどの経験を通して、身の回りに対する興味や好奇心の芽生えを育む。・個人差を留意し健やかな成長を促す。		
1歳児	・1人ひとりの生理的欲求をや自我の芽生えを大切にしながら色々な甘えを受け止め情緒の安定を図り自分の気持ちを安心して表すことが出来るようにする。・1人遊びを十分に楽しみながら保育者や友達に自分の思いを表現したり関わって遊んだりする楽しさを知る。・自然物やまわりのものに興味を持ち十分に体を動かし歩行や探索を楽しむ。		
2歳児	・1人ひとりが安心して園生活を送り十分に自己発揮できるようにする。・保育者との安定した関わりを通して基本的な生活習慣の自立を目指し身の回りのことを自分でしようとする気持ちをもつ。・自分の思いを言葉や行動で表現できるようにする。・葛藤を味わいながら少しずつ気持ちのコントロールが出来る様にする。・食生活に必要な基本的な習慣や態度に関心をもつ。		
その他(年間行事等)	季節ごとの行事を年齢ごとに楽しむ工夫をした上で、行事の意味を知り保育者、友達と共に楽しむ共感を味わう事をする。		
6 主な1日の保育スケジュール			

時間	朝 7:45～12:00 昼 12:00～15:30 夕方 15:30～ 夜
0歳児	7:45～9:00 登園時チェック 0歳児(43日～5ヶ月)に関しては、授乳時間は個々に合わせて行う。おむつ交換も個々に合わせて行う。9:30～10:30 室内遊び・外気浴 11:00～30 昼食(5ヶ月以降離乳食・初期・中期・後期) 食事前後おむつ交換 12:00～ 15:00午睡 おむつ交換 15:30 おやつ 夕方室内遊び 16:50おむつ交換 帰宅～
1歳児	7:45～9:00 登園時チェック 排泄チェック交換 捕食 9:30～10:30 外遊び・室内遊び・ワークなど 排泄チェック交換 10:50 読み聞かせ 11:00～30 昼食 排泄チェック交換 12:00～15:00 午睡 排泄チェック交換 15:30 おやつ はみがきタイム 16:00～室内遊び 16:50 排泄チェック交換 帰宅順次 18:15 補食
2歳児	7:45～9:00 登園チェック トイレタイム 捕食 9:30～10:30 外遊び・室内遊び・ワークなど トイレタイム 10:50 読み聞かせ 11:00～30 昼食 トイレタイム 12:00～15:00午睡 トイレタイム 15:30～おやつ はみがきタイム 16:00～室内遊び 17:00トイレタイム 帰宅順次 18:15 補食
<p>主な散歩のコース 屋外遊戯場の代替に、主に近隣にある岸町公園遊びます。また、散歩には白幡沼遊歩道などの場所に散歩します。 *えいごで遊ぼう・音楽ワークは、各月に3回～4回</p>	
6 食事の提供について	
昼食・おやつ・捕食	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、自園調理し児童に提供します。 ・保護者の方へは、月初めに献立表をお配りします。 ・提供する水は、クリクラ、高度浄水器からの水を使用します。
アレルギー等への対応	<p>給食等に使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に「食材連絡表」を御記入のうえ御提出してください。御相談の上、除去・代替食にするなどの対応を検討します。 (例)卵・牛乳・そば、魚介類(えび・かに)など</p>
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所へ給食施設設置届を届出済みです。(H29年2月17日届出) ・調理員及び調乳・食事介助を行なう保育従事職員は、毎月検便を行っています。 ・水質検査を年一回実施しています。

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (B型の例)

職 種	常勤職員	非常勤職員	備考(例)
施設長 (保育士)	人		保育運営責任者です。
保育士	人	人	保育士有資格者です。 ※ 同等配置と認められる看護師を1名含みます。
保育士以外の 保育従事者	人	人	子育て支援員研修修了者を配置しています。
保育補助者	人	人	充足職員の他に追加配置している保育補助者です。
調理員	人(栄養士)	人(調理師)	栄養士は、当園の献立作成をしています。
事務員	人	人	施設設置者が、事務長として従事しています。
<p>1 当施設の職員は、勤務時間中、名札(職種・名字)を着用し職種を明示しています。 2 開所時間内には、小規模保育事業(A型)運営基準を遵守し、必ず複数の保育従事職員を配置(児童数に応じて加配)し、保育に当たります。 3 職員の勤務体制表は、月毎に作成し、前月〇〇日にお渡します。</p>			

(4) 保育の提供を行う日及び時間、並びに提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
-------	------------

開 所 時 間	月～土 7時45分から19時00分まで
保 育 標 準 時 間	月～土 7時45分から18時45分まで
保 育 短 時 間	月～土 8時30分から16時30分まで
うち時間外保育時間	標準時間 18時 45 分から 19 時00 分 短時間 8時00分から8時30分まで 16:30から19:00まで
休 所 日	日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

1 保育費用のうち利用者負担額(月額保育料)は、さいたま市保育料徴収基準によります。

平成29年度さいたま市利用者負担額徴収基準額表(予定)

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(単位:円/月)		
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯	0	0	
第2	第1階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0
第3		市町村民税均等割額のみ世帯	8,000	7,800
第4		48,600円未満	10,000	9,800
第5		48,600円以上 63,900円未満	12,500	12,200
第6		63,900円以上 97,000円未満	19,500	19,100
第7		97,000円以上 137,600円未満	33,000	32,400
第8		137,600円以上 169,000円未満	44,000	43,200
第9		169,000円以上 301,000円未満	55,000	54,000
第10		301,000円以上 397,000円未満	60,000	58,900
第11		397,000円以上	72,800	71,500

※ 保育材料代(共用遊具・絵本・消耗教材等)・おやつ代・昼食代・飲料代は月極保育料に含まれます。

2 保育費用のうち地域型保育給付額は、当施設が利用者に代わり市町村から受領(法定代理受領)することになりますが、受領した月日、受領額を翌月5日までに利用者に文書で通知します。

3 上記の他、保護者に負担していただくものは、英会話レッスン費(1、2歳児)おんがくわーくレッスン費(1、2歳児)

別紙の用品と内訳金額

4 自主事業(付帯サービス)の利用料金

- 英語教室(1・2歳児対象)＝保育時間中に、英語の講師による英会話の学習を行います。料金は、月極契約で教材費、機器使用料を含み1月当たり600円です。

- おんがくワーク(1.2歳児対象)＝保育時間中に、おんがくわーく(リトミック)を行います。外部講師料として月極契約講師料1月当たり600円

- 時間外保育＝支給認定利用時間を超える時間帯については、時間外保育の扱いとなります。原則、時間外保育のご利用は、前日までに申し出てください。料金は15分当たり200円です。

5 上記2～4の金額は、すべて消費税を含む金額です。

6 支払は、以下の方法をお願いします。

a 口座振替払 (保育利用翌月〇〇日に引落とし。指定口座〇〇銀行〇〇支店口座番号〇〇〇)

② b) 現金振込払 (納付期限:保育利用当月20日から27日までに。指定口座

c) 現金払 (支払い期限:保育利用翌月27日。)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	計
定員	5人	7人	7人	19人

(7) 小規模保育事業等の利用開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

1 利用開始及び終了に関する事項

利用開始時について	お住まいの市町村の利用調整結果に基づいて保育必要認定証の支給内容等を確認し、利用契約を結びます。
利用終了について	保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、当保育園かまちBambiniの利用は終了となります。 また、地域型保育給付が支給対象外となってから当施設を利用した場合、保育料とともに地域型保育給付同額を請求させていただくこととなりますので必ず、終了予定をご連絡下さるようお願いいたします。

2 利用に当たっての留意事項

欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合、又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までに御連絡をお願いします。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の時間外保育扱いとなりますので、下記のとおり18時までに御連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園してください。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。 ただし、医師が必要を認め、当園が処方を受けた薬に限り、医師の直接指示に基づき行うことができます。必要がある場合は、個別に御相談させていただきます。
入園時に用意するもの	バスタオル 掛けタオル・毛布 (季節によって)
毎日持参するもの	着替え等 【おむつ】1パックを預けて下さい。無くなり次第補充して頂きます。

(8) 緊急時における対応方法

- 1 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	医療機関 水谷内科医院・今仲歯科医院
-----	--------------------

消防署(救急)	管轄消防署名	浦和消防署	
	所在地	さいたま市浦和区常盤 6-1-28	電話 048-833-1319
警察署	管轄警察署名	浦和警察署	
	所在地	さいたま市浦和区常盤 4-11-21	電話 048-825-0110

(9) 非常災害対策

消防計画作成(変更)届出書	浦和消防署 平成 29 年 3 月 27 日届出 防火管理者 氏名 吉田 ひろみ			
避難訓練等	火災及び地震を想定した避難訓練及び消火訓練(各々月1回)を実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・消火器			
避難場所	第1避難場所	さいたま市立白幡中学校	第2避難場所	さいたま市立岸町小学校
【風水害の場合の対応、避難所について】				
* 災害の状況によっては、給食食材の手配が困難になった場合には、弁当給食となります。当時の6時の状況で判断し保護者へ連絡いたします。				
* 地震・風水害の避難所は、白幡中学校と致します。 岸町小学校は土地が低いため、特に水害時は、避難所としては使用できません。				

災害時等における保育園かまちBambiniの臨時休園等について

【感染症等の対策について】

- 1 緊急事態宣言、緊急事態措置に基づいて、市内の感染状況を勘案しながら、市が登園自粛や臨時休園の要請を行います。
- 2 感染症に罹患した園児、職員、保護者が生じた場合は、個別に市が登園自粛や臨時休園の要請を行います。
- 3 登園自粛要請の場合は、家庭での保育が可能であれば登園を控えてください。ただし、勤務などの都合により保育を必要とする方の登園を妨げるものではありませんが、状況を鑑み出来る限りご協力ください。
- 4 市内での感染症が拡大し、又は園児、職員、保護者の罹患により臨時休園となった場合は、応急保育(職種などを限定した縮小保育)とします。

【自然災害(風水害)の対策について】

- 1 発災時は、子ども、保護者、保育従事者等の人命第一に対応致します。
- 2 風水害の発生により、さいたま市が「警戒レベル3(高齢者などの避難準備)以上」の発令を行った場合は、臨時休園等を行います。
- 3 午前6時時点、又は午前6時から開園時刻までに、「警戒レベル3以上」が発令された場合は臨時休園といたします。
- 4 開園中に「警戒レベル3以上」が発令された場合は、あらかじめ保護者へ周知している避難所や園内が安全と判断した場合はその場所へ園児を避難させます。
- 5 避難した場合には、保護者へ「状況の連絡」を行います。連絡を受けた保護者は、「安全を確保しつつ、出来る限り速やかなお迎え」をして下さい。
- 6 鉄道等の計画運休が発表された際には職員体制を確認し、十分な保育体制が確保出来ないと判断した場合は、計画運休に該当する公共交通機関を利用する保護者を中心に、自宅での保育、登園自粛のお願いを要請することがあります。
- 7 上記2の発令に限らず、保育園かまちBambiniにおいて安全の確保が困難と判断した場合には、同様に臨時休園や園児の避難を行い、保護者への連絡を行うことがあります。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項(保育園かまちBambiniの取組)

- 1 保育園かまちBambiniの設置者及び職員は児童福祉法第33条の10各号に掲げる以下の行為、その他児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
 - ・ 入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ・ 入園児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
 - ・ 入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。
 - ・ 入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 2 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- 3 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために毎年〇〇研修に職員派遣受講させています。

(11) 前項目に掲げるもののほか、小規模保育事業の運営に関する重要事項

*個人情報の取り扱いについて

園から発信された写真・動画、行事などで撮られた写真・動画の中に他園児・保護者・当園職員が映しされている物を許可なくSNSなどに載せないことを約束するものとする。

- 1 保護者会について
年に2回、開催予定です。
保育所からは行事やできごと、理事会(又は運営委員会)の内容等に関することについてお知らせします。
また、保護者の御意見もいただく場としています。
- 2 運営委員会について
年に2回、開催予定です。
保護者代表者、外部委員(社会福祉事業について知識経験を有する方)及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです
- 3 健康診断等について

児童	毎年、4月と9月に嘱託医が健康診断を実施します。(実施月については変更も有ります。) 健診結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
全職員	当施設の職員は、採用時及び毎年9月に定期健康診断を受診し、保育従事に支障がないことを確認しております。
全乳幼児	毎月20日に身長・体重測定を行います。 結果については、各児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。

※ その他、乳幼児の日頃の様子などご心配なことがありましたら保育園に御相談ください。

4 賠償責任保険の加入

1事故	3億	円
1名につき	3千万	円

5 保育内容に関する相談・苦情窓口の設置

(1) 保育園かまちBambini相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者 氏名 吉田 ひろみ	電話	(役職 施設長)
相談・苦情解決責任者 氏名 蒲池 洋子	電話	(合同会社かまちえん代表)
第三者委員 氏名	(弁護士)	
	(弁護士)	
	(元公立保育園園長)	
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。	

出

